

犯罪被害者等支援条例制定に向けた取り組みについて

1 犯罪被害者等支援条例制定の背景

誰しもが、ある日突然犯罪に遭い、巻き込まれ被害者等になる恐れがあります。犯罪被害に遭い被害を受けた方々及びそのご家族、またはご遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった直接的な被害（一次被害）に直面します。

また、それに加えて、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等の二次被害や加害者から再被害を受けるかもしれない恐怖、不安に苦しめられることもあり、犯罪被害者等への支援や啓発等が求められ、平成 16 年 12 月 8 日に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

それを受け、各自治体において「犯罪被害者等支援条例」を制定する動きが進み、長野県では令和 4 年 4 月 1 日に制定され、全国では、39 都道府県、11 政令指定都市、453 市町村で制定されてきています（令和 4 年 4 月現在）。

東御市では、犯罪被害者等支援に関して基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、県の条例を補完する役割として、「犯罪被害者等支援条例」を制定していきたいと考えております。

2 策定に向けた今後の取組について

策定に向け、下記の日程により、支援内容の検討、骨子立案、パブリックコメントを経て令和 5 年度中の制定を目指してまいります。これまでのところ、長野県警察本部を講師に犯罪被害者等への支援に関する研修会を職員向けに実施するなど、庁内における準備・検討を進めているところです。

	令和 4 年度				令和 5 年度					
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
策定日程	全員協議会	関係団体との検討会	支援内容の検討 骨子の立案	全員協議会 人権尊重まちづくり審議会 (骨子の諮問答申)	骨子のパブリックコメント実施	支援内容の決定 条例原案作成	人権尊重まちづくり審議会 (条例の諮問答申)	条例案決定	議会	条例制定

(参考) 長野県条例の実施支援について

長野県条例では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減、生活の再建、権利利益の保護を図り、県民誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、次の 13 項目の支援を実施することとしています。

県が実施する支援
① 相談及び情報の提供等 国、市町村、民間支援団体と連携した、情報の提供や助言等
② 心身に受けた影響からの回復 心理的外傷など、心身の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスの提供
③ 日常生活の支援 社協との連携による生活困窮者の自立に向けた支援、関係機関・カウンセリング等への付添支援
④ 安全の確保 二次被害・再被害防止への一時保護や入所施設による保護、防犯に関する指導や助言
⑤ 雇用の安定 就労支援の推進、事業者による被害者への十分な理解と配慮
⑥ 居住の安定 それぞれの状況に応じた、住居や一時避難場所の確保
⑦ 経済的負担の軽減 犯罪被害者見舞金の給付、生活福祉資金貸付制度の運用等
⑧ 損害賠償に関する情報の提供 民事裁判における損害賠償請求についての情報提供・助言等の支援
⑨ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供 捜査状況等の連絡に関する、犯罪被害者への実施状況の把握と必要な措置
⑩ 県民の理解の増進 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施
⑪ 学校における教育 犯罪被害者等の人権教育の推進
⑫ 人材の育成 犯罪被害者等に関わる職員への情報提供・研修会等の開催
⑬ 民間支援団体に対する支援 NPO 法人「長野県犯罪被害者支援センター」の活動への支援